

東京都公衆浴場対策協議会（第19次協議会 第3回） 議事録（要旨）

- 1 開催日 平成27年5月14日（木）
- 2 会場 東京都庁第一本庁舎 会議室
- 3 出席者 14名
都留会長、兼山委員、小西委員、中山委員、三村委員、佐野委員、橋本委員、山下委員、関委員、村西委員、銭元委員、久野委員、五十嵐委員、小林委員

（事務局）山本消費生活部長、宮永生活安全課長

4 議 事

（1）小委員会報告

- 都留会長から小委員会における検討結果について、次のとおり報告があった。
 - ・ 協議会報告（案）の起草については、学識経験者委員で構成する小委員会を設置し、小委員会に起草を付託することを第2回協議会で決定した。この決定に基づき、小委員会を4月23日東京都庁内で開催した。小委員会の会長は、私が務めた。
 - ・ 小委員会では、会計調査と入浴料金原価計算の算定結果に加えて、社会経済状況と今後の動向、公衆浴場を取り巻く経営環境、また、公衆浴場利用者の負担など広範囲にわたって議論を行い、小委員会報告（案）を取りまとめた。
- 日本公認会計士協会東京会副会長（公認会計士）兼山委員から会計調査について、次のとおり報告があった。
 - ・ 会計調査は、都内の標準的な公衆浴場41件を選定し、その経営状況を調査した。選定した41浴場の「経営形態」、「燃料」、「用水」に関する内訳は、配布資料のとおりである。
 - ・ 調査方法は、公衆浴場経営者から提出された決算書や総勘定元帳などの会計帳簿をもとに、経営状況について書面調査を実施するとともに、生活文化局による公衆浴場利用者の構成比などの調査を行った。
 - ・ 収益合計と費用合計の収支差に事業報酬を加えた平成26年の過不足額は、901,587円の不足となっている。

- 事務局から平成27年公衆浴場入浴料金原価計算の科目推定の考え方について説明があり、平成27年推定所要値上率 6.041%を大人料金に集約すると、大人料金は488円となり、現在の460円から28円引き上げることが必要となるという計算結果が示された。

(2) 協議会報告案の審議及び決定

小委員会で取りまとめた「平成27年東京都公衆浴場対策協議会報告(案)」について、業界代表委員、利用者代表委員及び関係行政機関委員から次のような意見表明があった。

[業界代表委員]

- ・ 平成27年入浴料金統制額の検討に当たり、報告案をまとめていただいた小委員会の委員の皆様へ感謝を申し上げます。入浴料金を据え置くという結果になったが、委員各位が十分なる審議、検討をいただいた上での結論であり、厳しい経営状況の中ではあるが、一層の経営努力に努め、都民の期待に応えていきたい。

[利用者代表委員]

- ・ 値上げをしないというこの内容について異議はない。浴場事業者は、大変な御苦勞をされているということは毎回聞いているが、さらに努力していただければと思う。
- ・ 料金の据え置きということで、これに賛成である。それぞれの内容については、特に意見はない。

[関係行政機関委員]

- ・ 料金の据え置きは、やむを得ないと思う。自家風呂が90%以上普及している状況の中で、入浴料金を値上げすることによって、客離れが一段と進むということがあっては逆効果で、今回料金を据え置くことはいたし方ないと思う。浴場組合も色々努力していただいているので、それを応援するような形で、今後とも営業が続くように支援していきたい。
- ・ 小委員会で色々検討いただいた案でもあるので、基本的には同意したいと思うが、地元の業界の方からは非常に経営が厳しいということを再三聞いている。銭湯の利用者が必ずしも増えていない、むしろ減少傾向にあるという中で、支援のあり方も見直しながらやっている。経営者の皆さんの御苦勞を聞いているので、料金の据え置きは厳しいだろうと感じるが、多角的に小委員会で検討いただいた協議会案ということで、同意したい。
- ・ 昨年大人料金を10円引き上げ、さらに2年後の平成29年に消費税率10%へ

の再引き上げが予定されている状況があり、また、原油価格の下落等ガス料金等の燃料費の今後の動向をしっかりと見定めていただいていること、さらには、自家風呂保有率が100%近い状況のもとで、いかに公衆浴場の利用促進を図っていくか、こうしたことを総合的に検討した結果の判断と理解している。報告案の中の4項目にわたる意見表明は、公衆浴場業界が今後とも発展をしていく上で、必要不可欠な取組と認識している。

- 審議の結果、平成27年東京都公衆浴場入浴料金の統制額については、小委員会報告案のとおり決定し、秋山副知事に報告書を手交した。